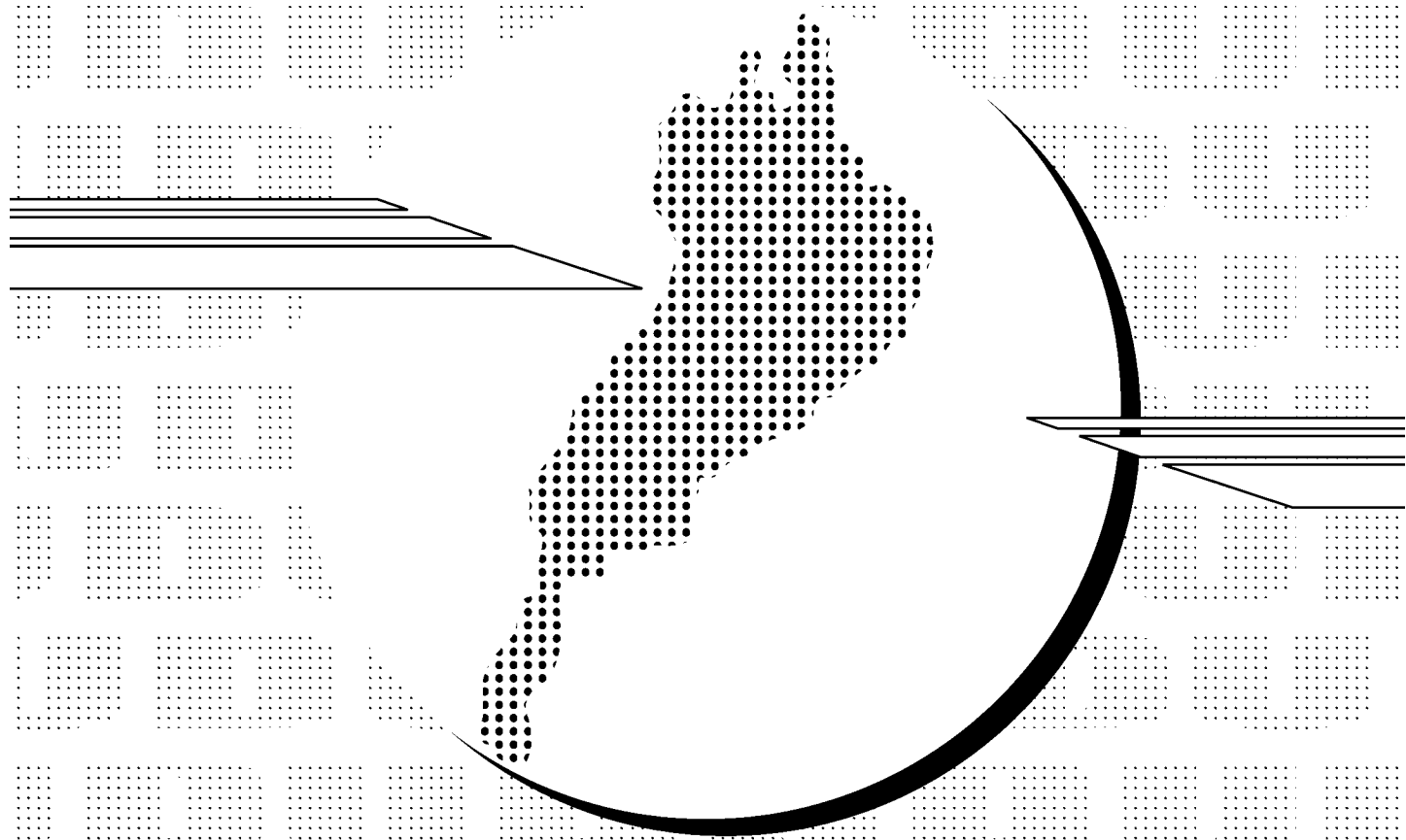


だれもが住みたくなる  
福祉滋賀のまちづくり条例

# 施設整備マニュアル



滋 賀 県

## 【目次】

はじめに.....	1
1. 施設整備マニュアルの活用のしかた.....	3
2. 施設整備マニュアルの見方.....	4
<b>条例編</b> .....	7
1. 条例の概要.....	9
2. 対象施設.....	14
3. 整備基準.....	16
4. 事前届出制度の概要.....	41
5. その他.....	44
<b>マニュアル編</b> .....	53
<b>総論</b> .....	55
1. ユニバーサルデザインの考え方.....	56
2. だれもが利用しやすい施設整備の考え方.....	58
<b>1 移動に関する事項</b> .....	61
(1) 利用円滑化経路.....	62
(2) 敷地内通路.....	64
(3) 駐車場.....	68
(4) 出入口・玄関.....	70
(5) 廊下等.....	74
(6) 傾斜路.....	78
(7) 階段.....	80
(8) エレベーター.....	82
(9) エスカレーター.....	86
<b>2 室内に関する事項</b> .....	89
(1) 便所・洗面所.....	90
(2) 更衣室およびシャワー室.....	100
(3) 浴室等.....	102
(4) 授乳場所.....	104
(5) 観覧席・客席.....	106
(6) 客室.....	108
<b>3 設備に関する事項</b> .....	111
(1) 手すり.....	112
(2) 受付カウンターおよび記載台.....	114
(3) 公衆電話所.....	116
(4) 券売機.....	118
(5) コンセント・スイッチ等.....	120
(6) その他(ベンチ・水飲み器・家具等).....	122

<b>4 情報・案内に関する事項</b> .....	1 2 5
(1) 視覚障害者誘導用ブロック等 .....	1 2 6
(2) 案内標示.....	1 2 8
(3) 緊急時の通報・誘導.....	1 3 0
<b>5 道路に関する事項</b> .....	1 3 5
(1) 歩道等.....	1 3 6
(2) 段差部の処理.....	1 3 8
(3) その他（休憩設備・信号機・案内標識等） .....	1 4 0
<b>6 公園に関する事項</b> .....	1 4 3
(1) 主要な園路・出入口.....	1 4 4
(2) その他（ベンチ・水飲み器・野外卓等） .....	1 4 6
<b>7 駐車場に関する事項</b> .....	1 4 9
(1) 路外駐車場.....	1 5 0
(2) その他（出入口・通路等） .....	1 5 1
<b>8 公共交通機関の施設に関する事項</b> .....	1 5 3
(1) 移動円滑化経路 .....	1 5 4
(2) 改札口・通路等.....	1 5 6
(3) エレベーター .....	1 6 0
(4) エスカレーター .....	1 6 4
(5) 階段.....	1 6 6
(6) 乗車券販売所・待合所などの付帯設備.....	1 6 8
(7) プラットホーム.....	1 7 0
(8) 便所・洗面所.....	1 7 2
(9) その他の施設.....	1 7 4
<b>参考資料</b> .....	1 7 7
1. 行動に制約がある人の施設利用上の課題.....	1 7 8
2. 基本寸法.....	1 8 0
3. 車いすの種類.....	1 8 3
4. トイレにおける主な行為と実際の配慮ポイント.....	1 8 7
5. 視覚障害者誘導用ブロック等の設置例.....	1 9 4
6. 床面の滑りやすさ .....	1 9 8
7. 案内用図記号.....	2 0 0
8. 図記号や文字等の視認性.....	2 0 8
9. 手話および点字記号 .....	2 1 0

はじめに

# 1. 施設整備マニュアルの活用のしかた

このマニュアルは、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に沿って、だれもが利用しやすい施設やまちの整備を進めるために、条例に基づく整備基準等の解説や具体的な配慮事項、解説図などをわかりやすく記載したもので、平成7年に県が作成した「住みよい福祉のまちづくり条例設計マニュアル」を改訂したものです。

施設の新築や増改築、改修などの整備の際、さらには維持管理や運営の面において、事業者や設計者をはじめとした多くの方に参考として活用され、だれもが自らの意志で自由に行動でき、安全で快適に暮らすことができる生活環境の整備がより一層進められることを期待しています。

## 【施設整備マニュアルの活用にあたっての基本的な考え方】

### (1) 条例および施行規則

条例および施行規則の趣旨や概要および具体的規定について、その意図や基準等をわかりやすく記載しています。条例に基づき配慮が必要となるこれらの内容を十分に理解し、施設の計画や整備に反映できるよう、本マニュアルを活用してください。

### (2) ユニバーサルデザインの考え方

だれもが利用しやすい施設やまちづくりを推進するため、ユニバーサルデザインの考え方を導入し、それに基づく具体的な設計の進め方や配慮事項等を記載しています。本マニュアルを活用する前提として、ユニバーサルデザインの考え方を十分に理解し、より利用しやすい施設の計画や整備に努めてください。

### (3) 関係法令等や技術の進展など状況の変化

いわゆるハートビル法や交通バリアフリー法などの関係法令、これらに基づくガイドラインなどを踏まえた内容とするとともに、福祉等に関連する新たな技術や製品などについても記載しています。今後の関係法令等の整備や技術の進展など、私たちを取り巻く状況変化にも対応しながら、より利用しやすい施設づくりを目指してください。

### (4) より広い視野によるだれもが利用しやすい施設づくり

上記の内容に加え、高齢者や障害者などの利用者の声に基づいて、真に利用しやすい施設とするために考慮すべき必要な要点を配慮事項として記載しています。ただし、記載内容をすべて踏まえたとしても、実際には利用しづらい点が出てくる場合が想定されます。施設整備にあたっては、本マニュアルの内容だけではなく、それぞれの施設や利用者の特性、利用者の意見などを十分に踏まえて、だれもが利用しやすい施設となるように配慮してください。

## 2. 施設整備マニュアルの見方

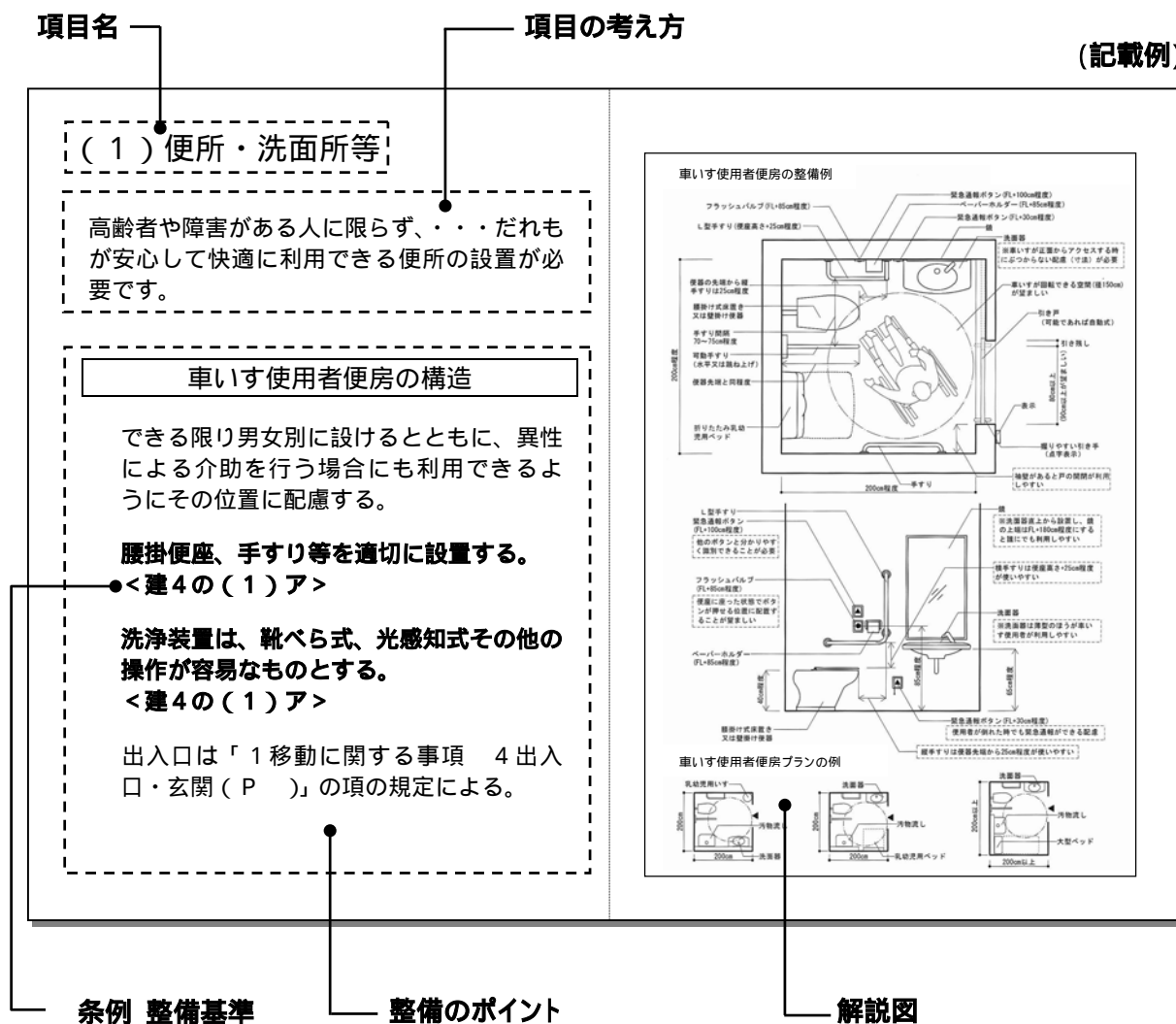
マニュアル編では、整備基準の解説だけでなく、施設の整備に関して配慮すべき事項についても記載しています。実際の整備にあたっては様々な条件を考慮し、工夫するとともに、各種の設備や機器等の設置も含めて総合的に対応していく必要があることから、本マニュアルでは、次のような構成により記載しています。

### 項目の分類

基本的には、条例の施行規則に基づき、建築物、道路、公園、駐車場、公共交通機関の施設5つに区分し、さらに建築物については、移動、室内、設備、情報、案内に分類した7つの事項とし、各事項に関連する項目をわかりやすくまとめています。

### 各項目の構成

それぞれの項目は、項目の考え方と整備のポイントおよび解説図によって構成されています。



条例 整備基準

整備のポイント

解説図

・ 項目の考え方

各項目のごとの整備に対する基本的な考え方を左ページ上部に掲げています。

・ 整備のポイント

“ 条例による整備基準 ”、“ さらに望ましい基準 ”、“ その他の配慮事項 ” を左ページに掲げています。各事項は記号により次のように分類しています。

条例による整備基準(太ゴシック)

遵守しなければならない基準であり、ハートビル法や交通バリアフリー法に基づく基礎的基準の内容も含まれています。

さらに望ましい基準(ハートビル法による誘導的基準)

さらに配慮が望まれる事項で、ハートビル法の利用円滑化誘導基準と同等のもの。

さらに望ましい基準

さらに配慮が望まれる事項で、ハートビル法に規定されていないもの。

その他の配慮事項

整備にあたっての参考となる配慮のポイント

なお、各事項には対象施設を明記していないため、必要に応じて「 条例編 2 整備基準( P 16 )」を参照して下さい。

・ 条例による整備基準

“ 条例による整備基準 ” については、施行規則の項目番号を以下のとおり略記しています。

略記方法	整備基準	本マニュアル記載頁
< 建 の ( ) >	第 1 建築物に関する整備基準	( P 1 7 参照 )
< 道 の ( ) >	第 2 道路に関する整備基準	( P 2 8 参照 )
< 園 の ( ) >	第 3 公園に関する整備基準	( P 2 9 参照 )
< 駐 の ( ) >	第 4 駐車場に関する整備基準	( P 3 1 参照 )
< 交 の ( ) >	第 5 公共交通機関の施設に関する整備基準	( P 3 2 参照 )

・ 実例写真

整備基準を具体的に理解してもらうため、実例写真を掲げています。

・ 解説図

各項目のうち、特に重要な項目や文章だけで表現しにくい事項について、右ページに図表を使って説明しています。標準的な寸法や配慮の一例であり、施設の形態や利用状況によって様々なバリエーションが考えられるため、検討時の参考としてください。

# 条例編



# 1. 条例の概要

## (1) 条例の背景・趣旨

滋賀県では、昭和57年に「滋賀県障害者対策長期構想」を策定し、ノーマライゼーションの理念の下に障害者とともに歩む地域社会づくりに取り組んできました。その一環として制定した「住みよいまちづくり推進要綱」に基づき、生活環境の整備改善を進めるための具体的な基準として「滋賀県福祉環境整備指針」を策定し、高齢者、障害者等が利用しやすい施設の整備について、この指針に沿って県民の理解と協力を求めてきたところです。しかし、この指針では届出制度等がなく、実効性の面で一定の限界があったため、十分な成果が上がらなかったのが実情です。

こうしたことから、県では、平成6年10月に「滋賀県住みよ福祉のまちづくり条例」を制定し、県民や事業者のみなさんをはじめ市町や関係団体などとともに、福祉のまちづくりに総合的に取り組んできたところです。この条例の制定後10年が経過しましたが、県民や事業者のみなさんの主体的な取組や行政施策により、様々な生活環境の整備は一定進んできたものと考えられます。

しかし、この間にも、少子高齢化がますます進展し、障害者の社会参加がより広がっている中で、こうした状況の変化に対応できる社会環境の整備がまだ十分とはいえないこと、また、いわゆる「ハートビル法」や「交通バリアフリー法」をはじめとした関係法令等が整備されてきたことなど、より一層福祉のまちづくりを推進する必要が生じていました。

このため、県では、こうした社会状況の変化をはじめからだれもが利用しやすいようにするというユニバーサルデザインの考え方などを踏まえて、名称も「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」と改め、平成16年8月に条例を改正したものです。

この条例は、すべての人々が個人として尊重され、住み慣れた家庭や地域社会でいきいきと生活し、完全参加と平等を享受できる社会をめざして、県、県民および事業者が協働して、すべての人が円滑に利用できる生活環境を整備することにより、だれもが自らの意思で自由に行動でき、安全で快適に生きがいを持って暮らすことができる福祉のまちづくりを進めることを目的としています。

そのための具体的な対策として、条例では、多数の者の利用に供する建築物、官公庁舎、道路、公園、駐車場、公共交通機関の施設について、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮することを県、県民および事業者の責務として明確にしています。また、特に公共性の高いもの、高齢者、障害者等が日常的に利用する施設等を特定施設として位置付け、高齢者、障害者等が安全で快適に利用できる施設、設備の整備基準を定め、その遵守を義務付けるとともに、事前届出制度の手続きにより実効性を確保しようとするものです。

## 条例の概要

### 【前文】

県民一人ひとりが自助と連帯の精神に基づき、社会に積極的にかかわるとともに、県、県民および事業者が協働して、高齢者、障害者等の行動を阻む様々な障壁を取り除き、一人ひとりの多様性を理解し、尊重することを基にして、すべての人が円滑に利用できるよう配慮された生活環境を整備することにより、だれもが自らの意思で自由に行動でき、安全で快適に生きがいを持って暮らすことができる福祉のまちづくりを進める

### 【目的】

だれもが住みたくなる福祉のまちづくり（以下「福祉のまちづくり」という。）に関し、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、高齢者、障害者等にとって安全かつ快適な生活環境の整備を図る等福祉のまちづくりのために必要な施策を推進し、もって県民の福祉の増進に資する

### 【定義】

#### 高齢者、障害者等

高齢者、障害者、妊産婦、難病患者、病弱者、乳幼児を連れた者等で、日常生活または社会生活における行動に制限を受けるもの

#### 公益的施設等

多数の者の利用に供する建築物、官公庁舎、道路、公園、駐車場および公共交通機関の施設

#### 公共車両等

一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車および船舶

### 【責務】

#### 県の責務

- ・福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策の策定、実施
- ・自ら設置または管理する公益的施設等の整備についての配慮

#### 県民の責務

- ・福祉のまちづくりに関し、理解と実践に努めるとともに、県の施策に協力
- ・公益的施設等および公共車両等について、高齢者、障害者等の利用の妨げとなる行為をしない

#### 事業者の責務

- ・県の施策に協力
- ・設置もしくは管理する公益的施設等または所有もしくは管理する公共車両等を安全かつ快適に利用できるよう努力
- ・安全かつ快適に生活できるよう配慮された住宅の供給の努力

### 【福祉のまちづくりに関する施策】

#### 施策の基本的事項

- ・福祉のまちづくりの学習および啓発活動の推進
- ・移動・交通対策の推進、公益的施設等の整備の促進および整備に関する情報の提供
- ・ボランティアに関する活動情報の提供および養成研修の実施
- ・視聴覚障害者に対する情報提供手段の充実
- ・住宅対策の推進
- ・福祉用具の技術的な支援および普及
- ・すべての人が利用できる物品の研究開発の促進

#### 指針の策定

#### 推進体制の整備

#### 財政上の措置

## 【特定施設の整備等】

### 特定施設

公益的施設等のうち一定規模以上の規則で定めるもので、整備基準の遵守および事前届出等の対象となるもの

病院・診療所等、社会福祉施設等、公会堂・集会場、図書館・博物館等、金融機関等、郵便局、公益事業施設、劇場・映画館等、公衆便所、火葬場、工場（見学施設を有するもの）、学校等、自動車教習所等、公衆浴場、購買施設等、サービス施設、飲食店等、体育館等、旅館等、展示場、遊技場、自動車車庫、事務所、共同住宅等、官公庁舎等、道路、公園、駐車場、公共交通機関の施設

### 特定施設整備基準

特定施設のうち多数の者の利用に供する部分の構造、設備の整備に関し、高齢者、障害者等の利用に配慮すべき事項について、規則で定める基準

（建築物）：廊下等、階段、傾斜路、便所、敷地内通路、駐車場、利用円滑化経路（段差、出入口、廊下等、傾斜路、エレベーター等、敷地内通路）案内場所までの経路、授乳場所、観覧席・客席、浴室等、更衣室およびシャワー室、客室、受付カウンター等、公衆電話所、券売機、案内標示等、緊急時の避難設備、休憩設備

（道路）：歩道等

（公園）：出入口、園路等、便所、ベンチ、駐車場、受付カウンター等、券売機、改札口、案内標示

（駐車場）：車いす使用者駐車施設、出入口、駐車場内の通路

（公共交通機関の施設）：移動円滑化経路、通路、傾斜路、階段、視覚障害者誘導用ブロック等、案内設備、便所、乗車券等販売所、待合室および案内所、券売機、休憩設備、鉄道駅、乗船場、授乳場所、公衆電話所

### 特定施設の新築等

- ・特定施設整備基準の遵守を義務づけ
- ・事前に知事への届出を義務づけ
- ・特定施設整備基準に基づき指導、助言

### 既存の特定施設

- ・特定施設整備基準への適合に努力
- ・整備計画の届出（知事が特に整備の必要があると認めるとき）
- ・特定施設整備基準に基づき指導、助言

### 公共工作物の整備

- ・設置もしくは管理する公共工作物を安全かつ快適に利用できるよう努力

## 【雑則】

### 適合証の交付（請求行為）

#### 担保規定

- ・勧告  
特定施設の新築等の届出を行わずに工事に着手したとき  
特定施設の新築等の届出と異なる工事を行ったとき  
既存特定施設の整備計画の届出を行わないとき
- ・公表  
特定施設の新築等の届出に関する勧告に従わないとき

#### 国等に関する特例

## (2) 条例の位置づけ

本条例は、福祉のまちづくりに関して、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、高齢者、障害者、妊産婦、病弱者等で日常生活または行動に制約を受ける者にとって、安全かつ快適な生活環境の整備を図る等、福祉のまちづくりを総合的に推進するための基本条例として位置づけられるものです。

また、関連する以下の条例や法令とも密接に関わり、相互に補完し、あるいは一体となって、だれもが安全かつ快適に利用できる生活環境の整備を推進していくものと位置づけられます。

これらの関連する条例や法令等との関係は以下のとおりです。

### 滋賀県建築基準条例との関係

福祉のまちづくり条例と建築基準条例は、いずれも建築物に関する基準を定めている点では密接に関連するものです。しかし、福祉のまちづくり条例に基づく整備基準の遵守義務に関する行政指導には一定の限界があります。このため、滋賀県建築基準条例において、建築基準法第40条の規定（特殊建築物の用途、規模によっては、建築物の安全、防火等を十分達し難いと認める場合に、条例で一定の必要な制限を付加することができる。）に基づき、同法の委任の範囲（出入口、廊下等、階段、敷地内通路の構造）に限定するなかで、高齢者、障害者等を含む利用者が建築物を安全に利用できるようにするための規定を設け、福祉のまちづくり条例に基づく整備基準の遵守義務の実効性を担保しようとするものです。

### ハートビル法との関係

ハートビル法は、多数の者の利用に供する建築物を高齢者、身体障害者などが円滑に利用できるように、その質の向上を図ることを目的としています。具体的な仕組みとしては、高齢者や身体障害者等が円滑に利用できるようにするための最低限の基準である利用円滑化基準を定め、一定規模以上の建築を行う場合に、建築主に対して適合を義務づけるとともに、より望ましい基準である利用円滑化誘導基準を定めて、法に基づく支援措置を受けようとする場合には基準を満足することを求め、整備の誘導を図っています。

福祉のまちづくり条例は、こうしたハートビル法の対象施設および利用円滑化基準との整合を図るとともに、対象施設の拡大や基準の上乗せによりハートビル法を補完しています。

### 交通バリアフリー法との関係

交通バリアフリー法は、高齢者や身体障害者などの公共交通機関を利用した移動の利便性および安全性の向上を促進することを目的としています。具体的な仕組みとしては、旅客施設や車両等の移動の円滑化を図るための基準である移動円滑化基準を定め、旅客施設の大規模な改造や車両を新規に供用する場合に、交通事業者等に対して適合を義務づけるとともに、旅客施設を中心とした一定の地区において、道路や駅前広場などを一体的に整備するため、市町が作成する基本構想に沿って事業を重点的に実施することとしています。

福祉のまちづくり条例は、こうした交通バリアフリー法の対象施設および移動円滑化基準との整合を図るとともに、基準の上乗せ等により交通バリアフリー法を補完しています。

条例と関係法令等における対象施設および整備基準の関係

建築物

適用される整備基準  対象施設の用途区分		出傾敷 入口、斜路、 廊下等、 通路、 階段、 下段、	工便所、 エレベーター、 駐車場、 案内場所までの 経路	授乳場所、 観覧席、 客室、 更衣室、 シャワー室、 浴室等、 客室、 受付カウンター等、 公衆電話所、 券売機、 案内標示等、 緊急時の避難設備、 休憩設備		
		8 公益事業施設（電気、ガス、電話事業）	1 2 工場	1 4 自動車教習所等（自動車教習所、学習塾等）	1 6 購買施設等（卸売市場に限る。）	2 4 事務所
1 3 学校等（盲学校、聾学校、養護学校を除く。）	1 8 飲食店等（ダンスホール、キャバレー等）	2 5 共同住宅等（共同住宅、寄宿舍、下宿）	1 病院・診療所等	2 身体障害者更生援護施設、老人福祉施設等	3 児童福祉施設（2を除く）、母子福祉施設等	滋賀県建築 基準条例に 基づく 特殊建築物  条例の福祉 関係規定の 適合義務
4 公会堂・集会場	5 図書館・博物館等	9 劇場・映画館等	1 3 学校等（盲学校、聾学校、養護学校に限る。）	1 5 公衆浴場	1 6 購買施設等（卸売市場を除く物品販売店舗等）	
1 8 飲食店等（飲食店に限る。）	1 9 体育館等（体育館、ポーリング場等）	2 0 旅館等（旅館、ホテル等）	2 1 展示場	2 2 遊技場	6 金融機関等（銀行、信用金庫、農協等）	ハートビル法に基づく 特別特定建築物  利用円滑化基準 の適合義務
7 郵便局	1 0 公衆便所	1 7 サービス施設（理容店、旅行代理店等）	2 3 自動車の停留または駐車のための施設	2 6 官公庁舎等	公共交通機関の施設（建築物の部分に限る。）	
1 1 火葬場						

【備考】

- この表は、福祉のまちづくり条例および関係法令等における対象施設と適用される整備基準について、その関係の概要を示したものであり、各用途区分における具体的対象施設や整備基準における具体的規定の適用に関して、個別にみた場合にはこの表と異なる場合があります。
- 滋賀県建築基準条例に基づく特殊建築物については、上記の該当する用途区分の施設の内、当該用途に供する部分の床面積が1,000㎡を超えるもの（共同住宅等にあつては、住戸等の数が50を超えるもの）に対して当該条例の関係規定が適用されます。
- ハートビル法に基づく特別特定建築物については、上記の該当する用途区分の施設の内、新築または増築等に係る部分の床面積が2,000㎡以上のものに対して利用円滑化基準の適合義務が生じます。
- ハートビル法に基づく特定建築物については、上記の該当する用途区分の施設を建築、修繕または模様替する場合に対して利用円滑化基準の適合努力義務が生じます。

## 2. 対象施設

日常生活や社会生活において、私たちが日頃利用する施設における物理的な障壁の除去、情報収集やコミュニケーションにおけるハンディキャップの軽減を図ることなど、生活環境面における改善は、高齢者や障害者等の自立と社会参加を促進するための基礎的な条件であり、一層の改善を図る必要があります。こうしたことから、多数の者の利用に供する建築物、官公庁舎、道路、公園、駐車場、公共交通機関の施設を本条例の対象施設とし、高齢者、障害者等が安全で快適に利用できる生活環境の整備を図ろうとするものです。

### 「公益的施設等」

県および事業者に対して、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようにする努力義務の対象となる施設で、具体的には、病院、社会福祉施設、購買施設その他多数の者の利用に供する建築物、官公庁舎、道路、公園、駐車場および公共交通機関の施設が該当します。

### 「特定施設」

公益的施設等のうち、より公共性の高い施設、高齢者や障害者等の日常生活に密接に関係する施設および一般的に多くの県民が利用する施設であり、次の区分に応じて、近府県の状況や県内の既存施設の状況等を踏まえて、規則で定めた一定規模以上の施設が該当します。

- |                                  |   |
|----------------------------------|---|
| ・ 公共性の高い建築物、官公庁舎、道路、公園、公共交通機関の施設 | 全てのものが対象（用途面積による制限を設けない。）                                 |
| ・ 高齢者、障害者等の日常生活に密接に関連する施設        | 100 m <sup>2</sup> ～300 m <sup>2</sup> 以上が対象              |
| ・ 一般に利用が多いと考えられる施設               | 1,000 m <sup>2</sup> ～3,000 m <sup>2</sup> 以上、または50戸以上が対象 |

対象施設一覧表

区分	公益的施設等	特定施設
	高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようにする努力義務	整備基準の遵守義務
建築物	病院・診療所等	すべてのもの
	身体障害者更生援護施設、老人福祉施設等	すべてのもの
	児童福祉施設(上記を除く)、母子福祉施設等	〃
	公会堂・集会場	〃
	図書館・博物館等	〃
	金融機関(銀行、信用金庫、農協等)	〃
	郵便局	〃
	公益事業(電気、ガス、電話事業)の事務所	〃
	劇場・映画館等	〃
	公衆便所	すべてのもの
	火葬場	〃
	工場	見学施設を有するもの
	学校等(学校、専修学校、各種学校等)	すべてのもの
	自動車教習所等(自動車教習所、学習塾等)	用途面積が200㎡を超えるもの
	公衆浴場	用途面積が300㎡を超えるもの
	購買施設等(物品販売店舗、卸売市場等)	用途面積が200㎡を超えるもの (コンビニストアにあっては、100㎡を超えるもの)
	サービス施設(理容店、旅行代理店等)	用途面積が200㎡を超えるもの
	飲食店等(飲食店、ナイトクラブ等)	用途面積が200㎡を超えるもの
	スポーツ施設(体育館、ボート場等)	用途面積が1,000㎡を超えるもの
	旅館等(旅館、ホテル等)	〃
	展示場	〃
	遊技場	〃
	自動車車庫	〃
事務所	法律、会計、建築事務所等で用途面積が3,000㎡を超えるもの	
共同住宅等(共同住宅、寄宿舍、下宿)	50戸(室)を超えるものまたは用途面積が2,000㎡を超えるもの	
官公庁舎等	すべてのもの	
複合用途施設(二以上の用途に供するもの)	用途面積が1,000㎡を超えるもの	
道路	道路法に基づく道路(国道、県道、市町道)	すべてのもの
公園	児童遊園	すべてのもの
	都市公園等	〃
	動物園、植物園、遊園地	〃
	港湾法に基づく緑地	〃
	社寺、史跡等(公衆の観覧に供するもの)	〃
駐車場	駐車場法に規定する路外駐車場	駐車部分の面積が500㎡以上のもの
公共交通機関の施設	鉄道駅	すべてのもの
	港湾の旅客施設	〃

### 3. 整備基準

#### (1) 整備基準

高齢者や障害者等の利用に配慮した建築物等の整備を促進するためには、建築物等の構造・設備の仕様等に関する具体的なイメージを県民に明らかにし、その理解を深めることが重要です。このため、建築物、道路、公園、駐車場、公共交通機関の施設の出入口、廊下、階段、便所、駐車場などの構造および設備の整備に関して、高齢者や障害者等が安全かつ快適に利用できるようにする上で、配慮すべき事項を基準として明確にするものです。

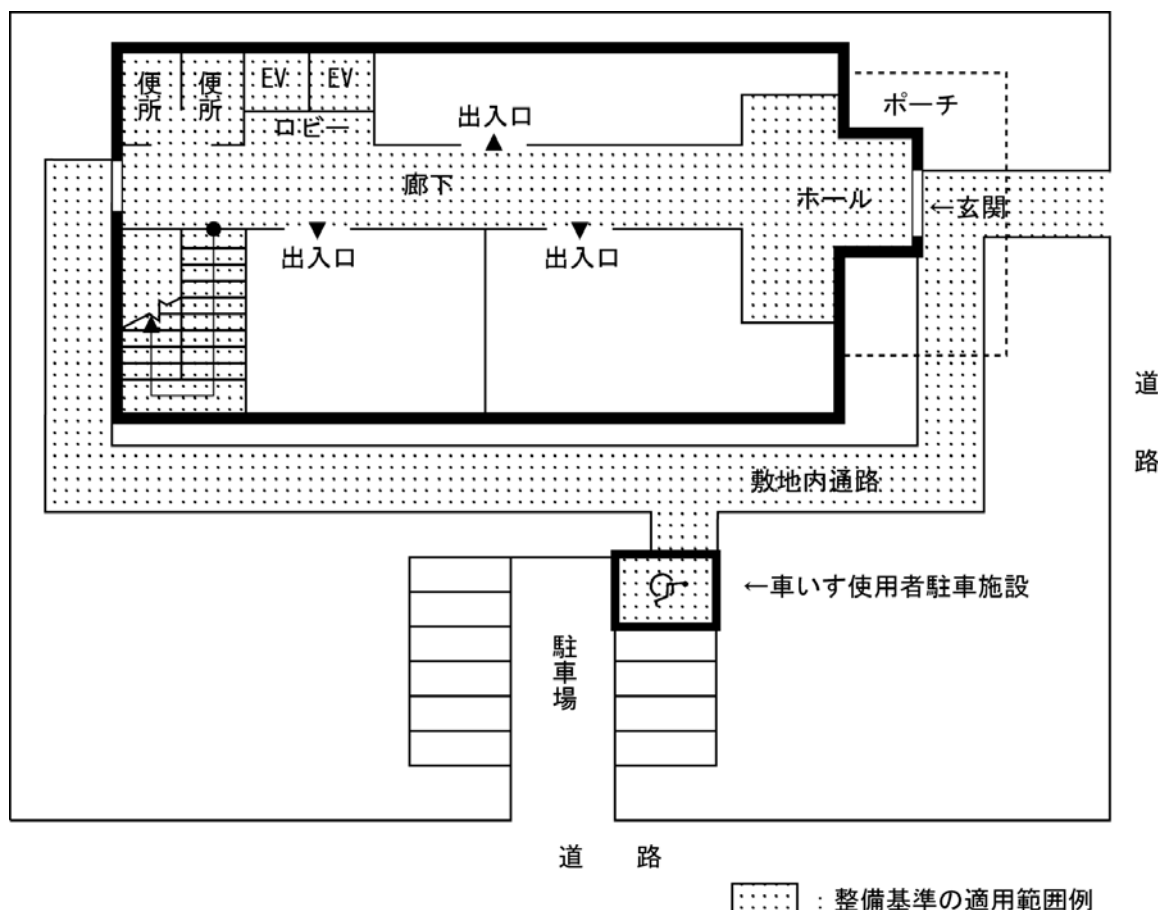
なお、このマニュアルでは、高齢者や障害者等をはじめ、だれもが安全で快適に利用できるようにするための具体的な配慮事項として、「さらに望ましい基準」なども示しています。

#### (2) 整備箇所

高齢者や障害者等が安全で快適に施設を利用できるよう、建築物等の構造、設備の仕様について、多数の者の利用に供する部分の手すり、スロープ、廊下、便所、エレベーターなどを整備の対象箇所として掲げ、具体的な整備のポイントを明らかにするものです。

なお、このマニュアルでは、高齢者や障害者等をはじめ、だれもが安全で快適に利用できるようにするため、整備基準に掲げた箇所以外についても具体的な配慮事項を示しています。

整備基準の適用範囲例





## 特定施設整備基準(別表第2、施行規則第4条関係)

### 第1 建築物に関する整備基準

整備箇所	整備基準
<p>1 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)</p>	<p>多数の者(特定施設を利用し、当該特定施設においてサービス等の提供を受ける者に限る。以下同じ。)の利用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段を設ける場合は、当該段は、2に規定する構造に準じたものとする。</p> <p>(3) 階段(踊場を含む。以下同じ。)または傾斜路(踊場を含み、階段もしくは段に代わるもの、またはこれらに併設するものに限る。以下同じ。)の端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差または傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるもの(以下「点状ブロック等」という。)を敷設すること。ただし、階段もしくは段または傾斜路の端に近接する廊下等の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア こう配が20分の1を超えない傾斜のある部分の端に近接するもの</p> <p>イ 高さが16センチメートルを超えず、かつ、こう配が12分の1を超えない傾斜のある部分の端に近接するもの</p> <p>ウ 自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない施設に設けるもの</p>
<p>2 階段</p>	<p>多数の者の利用に供する階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 手すりを設けること。</p> <p>(2) 主たる階段には、回り段を設けないこと。</p> <p>(3) 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(5) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくいものとする。</p> <p>(6) 段のある部分の端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段のある部分の端に近接する踊場の部分が自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない施設に設けるものである場合は、この限りでない。</p>
<p>3 傾斜路</p>	<p>多数の者の利用に供する傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) こう配が12分の1を超え、または高さが16センチメートルを超える傾斜のある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(2) 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p>

整備箇所	整備基準
	<p>(3) その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(4) 傾斜のある部分の端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、傾斜のある部分の端に近接する踊場の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア こう配が20分の1を超えない傾斜のある部分の端に近接するもの</p> <p>イ 高さが16センチメートルを超えず、かつ、こう配が12分の1を超えない傾斜のある部分の端に近接するもの</p> <p>ウ 自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない施設に設けるもの</p>
4 便所	<p>(1) 多数の者の利用に供する便所を設ける場合は、そのうち1以上(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 便所内に車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が円滑に利用することができるものとして、次に定める構造の便房(以下「車いす使用者便房」という。)を1以上設けること。</p> <p>(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。ただし、病院・診療所等(患者を入院させるための施設を有するものを除く。)、自動車教習所等(学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設の用途に供する建築物に限る。)、購買施設等、サービス施設または飲食店等の用に供する特定施設で、用途面積が500平方メートル以下のものにあつては、車いす使用者が利用できる空間が確保されていること。</p> <p>(ウ) 洗浄装置は、靴べら式、光感知式その他の操作が容易なものとする。</p> <p>イ 便所には、車いす使用者が使用する際支障となる段を設けないこと。</p> <p>ウ 車いす使用者便房が設けられている便所の出入口またはその付近にその旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(2) 病院・診療所等(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)および身体障害者更生援護施設等で、(1)に定める構造の便所のほかに多数の者の利用に供する便所を設ける場合は、そのうち1以上(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)に腰掛便座および手すりを設けた便房を1以上設けること。ただし、(1)に定める構造の便所を2以上(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ2以上)設ける場合は、この限りでない。</p>

整備箇所	整備基準
	<p>(3) 多数の者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合は、そのうち1以上に床置き式の小便器その他これに類する小便器を1以上設けるとともに、病院・診療所等（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）および身体障害者更生援護施設等にあつては、当該小便器の1以上の周囲に手すりを設けること。</p> <p>(4) (1)から(3)までに定める構造の便所には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。</p> <p>(5) 病院・診療所等、身体障害者更生援護施設等のうち老人福祉施設、公会堂・集会場、図書館・博物館等、劇場・映画館等、公衆浴場、購買施設等、飲食店等、体育館等、展示場もしくは官公庁舎等で用途面積が2,000平方メートルを超えるものまたは公衆便所の用途に供する特定施設に多数の者の利用に供する便所を設ける場合は、そのうち1以上（男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）に人工肛門または人工ぼうこうを使用している者のための洗浄設備等を備えた便房を1以上設けること。</p> <p>(6) 病院・診療所等、公会堂・集会場、図書館・博物館等、劇場・映画館等、公衆浴場、購買施設等、飲食店等、体育館等、展示場もしくは官公庁舎等（保健所、市町保健センターその他これらに類する施設を除く。）で用途面積が2,000平方メートルを超えるものまたは社会福祉施設等のうち母子福祉施設、公衆便所もしくは官公庁舎等のうち保健所、市町保健センターその他これらに類する施設の用途に供する特定施設に多数の者の利用に供する便所を設ける場合は、そのうち1以上（男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 乳幼児を座らせることができる設備を備えた便房を1以上設けること。</p> <p>イ 乳幼児のおむつ替えができる設備を1以上設けること。ただし、便所以外におむつ替えができる場所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(7) (5)および(6)の設備を設置した便房または便所の出入口またはその付近にその旨を見やすい方法により表示すること。</p>
5 敷地内通路	<p>多数の者の利用に供する敷地内通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段のある部分は、2の(1)、(2)、(4)および(5)に定める構造に準じたものとする。</p> <p>(3) 傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア こう配が12分の1を超え、または高さが16センチメートルを超え、かつ、こう配が20分の1を超える傾斜のある部分には、手すりを設けること。</p>

整備箇所	整備基準
	<p>イ その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(4) 排水溝を設ける場合は、溝ぶたを設け、車いす使用者等の通行に支障のないものとする。</p>
6 駐車場	<p>(1) 多数の者の利用に供する駐車場を設ける場合は、全駐車台数が200以下の駐車場にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える駐車場にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者駐車施設」という。）を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者駐車施設またはその付近に障害者のための国際シンボルマークその他車いす使用者駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ウ 7の(1)のウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
7 高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「利用円滑化経路」という。）	<p>(1) 次に掲げる場合は、それぞれ次に定める経路のうち1以上を利用円滑化経路とすること。</p> <p>ア 特定施設に多数の者の利用に供する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道、公園または広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路</p> <p>イ 特定施設またはその敷地に車いす使用者便房を設ける場合 利用居室（当該特定施設に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車いす使用者便房までの経路</p> <p>ウ 特定施設またはその敷地に車いす使用者駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者駐車施設から利用居室までの経路</p> <p>(2) 当該特定施設の用途面積が1,000平方メートル以下であって、直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）またはその直上階もしくは直下階のみに居室がある場合における(1)の規定の適用については、(1)の「居室（」とあるのは、「居室（地上階にあるものに限る。」とする。</p> <p>(3) 利用円滑化経路は、8から13までに定める構造とすること。</p> <p>(4) (1)の「ア」に定める経路を構成する敷地内通路が、地形の特殊性により13の規定によることが困難である場合における(1)および(2)ならびに8から13までの規定の適用については、(1)の「ア」中「道、公園または広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該特定施設の車寄せ」とする。</p>

整備箇所	整備基準
8 利用円滑化経路の段差	<p>利用円滑化経路上に階段または段を設けないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 階段または段に傾斜路またはエレベーターもしくはエスカレーター（以下「エレベーター等」という。）を併設する場合</p> <p>(2) 病院・診療所等（患者を入院させるための施設を有するものを除く。）、自動車教習所等（学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設の用途に供する建築物に限る。）、購買施設等、サービス施設または飲食店等の用に供する用途面積が500平方メートル以下の特定施設にあっては、当該施設の構造上その他のやむを得ない理由により、利用円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口に近接する廊下等に段を設ける場合において、当該段の高低差が16センチメートル以下であって、当該段に傾斜路（可動式である場合を含む。）の設置その他の車いす使用者が円滑に移動することができる措置を講じるとき。</p>
9 利用円滑化経路の出入口	<p>利用円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
10 利用円滑化経路の廊下等	<p>利用円滑化経路を構成する廊下等は、1の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 廊下等の末端の付近の構造は、車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>(3) 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
11 利用円滑化経路の傾斜路	<p>利用円滑化経路を構成する傾斜路は、3の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、階段または段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段または段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下の傾斜路にあっては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路には、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p>

整備箇所	整備基準
12 利用円滑化経路のエレベーター等	<p>(1) 利用円滑化経路を構成するエレベーター( (2)に規定するものを除く。) およびその乗降ロビーは、次に定める構造とすること。</p> <p>ア  かが(人を乗せ、昇降する部分をいう。以下同じ。)は、利用居室、車いす使用者便房または車いす使用者駐車施設がある階および地上階に停止すること。</p> <p>イ  かがおよび昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ  かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。</p> <p>エ  乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅および奥行きは、150センチメートル以上とすること。</p> <p>オ  かが内および乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>カ  かが内には、かがが停止する予定の階およびかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>キ  かが内の側板には、手すりを設けること。</p> <p>ク  かが内には、出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設置すること。</p> <p>ケ  乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>コ  用途面積が2,000平方メートルを超える特定施設の利用円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、アからウまでおよびオからクまでの規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) かがの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。</p> <p>(イ) かがは、車いすの転回に支障がないものとする。</p> <p>サ  多数の者の利用に供するエレベーターおよび乗降ロビー(自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない施設に設けるものを除く。)は、アからコまでの規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) かが内には、かがが到着する階ならびにかごおよび昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(イ) かが内および乗降ロビーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置およびその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができるものとする。</p> <p>(ウ) かが内または乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(2) 利用円滑化経路を構成する特殊な構造または使用形態のエレベーター等は、次に定める構造とすること。</p>

整備箇所	整備基準
	<p>ア エレベーターにあっては、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定する構造とすること。</p> <p>(イ) かごの床面積は、0.84平方メートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合は、かごの床面積が十分に確保されていること。</p> <p>イ エスカレーターにあっては、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 平成12年建設省告示第1417号第1号ただし書に規定する構造とすること。</p> <p>(イ) 車いす使用者が円滑に昇降するために必要な幅が確保されていること。</p>
13 利用円滑化経路の敷地内通路	<p>利用円滑化経路を構成する敷地内通路は、5の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>(3) 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(4) 傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超えるもの(こう配が20分の1を超えるものに限る。)にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p>
14 施設の利用に関する情報を提供することができる場所(以下「案内場所」という。)までの経路	<p>(1) 特定施設またはその敷地に当該特定施設の案内場所を設ける場合は、道等から当該案内場所までの経路で多数の者が利用するもののうち、1以上を視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。)とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 道等から案内場所までの経路が自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない特定施設に設けるものである場合</p> <p>イ 特定施設の内にある当該特定施設を管理する者等が常時勤務する案内場所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(3)に定める構造のものである場合</p>

整備箇所	整備基準
	<p>(2) 視覚障害者利用円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 視覚障害者誘導用ブロック等（線状ブロック等（視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。）および点状ブロック等を適切に組み合わせたものをいう。以下同じ。）を敷設し、または音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>イ 当該視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(ア) 車路に近接する部分</p> <p>(イ) 段のある部分または傾斜のある部分の端に近接する部分。ただし、次のいずれかに該当する部分を除く。</p> <p>a こう配が20分の1を超えない傾斜のある部分の端に近接するもの</p> <p>b 高さが16センチメートルを超えず、かつ、こう配が12分の1を超えない傾斜のある部分の端に近接するもの</p> <p>(3) 特定施設またはその敷地に当該特定施設の案内場所が設けられていない場合は、道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路（多数の者が利用するものに限る。）のうち、1以上を(2)に定める構造とすること。</p>
15 授乳場所	<p>病院・診療所等、公会堂・集会場、図書館・博物館等、劇場・映画館等、公衆浴場、購買施設等、飲食店等、体育館等、展示場もしくは官公庁舎等（保健所、市町保健センターその他これらに類する施設を除く。）で用途面積が2,000平方メートルを超えるものまたは社会福祉施設等のうち母子福祉施設もしくは官公庁舎等のうち保健所、市町保健センターその他これらに類する施設にあつては、授乳場所を設置し、ベビーベッドおよびいすまたはこれらに代わる設備を設けること。</p>
16 観覧席・客席	<p>(1) 公会堂・集会場、劇場・映画館等および体育館等のうち固定式の観覧席・客席部にあつては、間口85センチメートル以上で奥行き110センチメートル以上の車いす使用者席を次に定める数以上設けること。</p> <p>ア 席の数が500以下のものにあつては、2</p> <p>イ 席の数が500を超えるものにあつては、席の数に1,000分の5を乗じて得た数（小数点以下の端数は、切り捨てるものとする。）</p> <p>(2) 観覧席・客席部の9に定める構造の出入口のうち1以上の出入口から(1)に定める構造の各車いす使用者席に至る経路のうちそれぞれ1以上の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p>



整備箇所	整備基準
	イ 高低差がある場合は、3の(2)および11の(1)から(3)までに定める構造の傾斜路および踊場を設けること。
17 浴室等(客室の内部に設置するものを除く。)	<p>病院・診療所等(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)身体障害者更生援護施設等、旅館等および公衆浴場において、多数の者の利用に供する浴室を設ける場合は、そのうち1以上(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 浴槽および洗い場は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう腰掛台、手すり等が適切に配置されたものとする。</p> <p>(2) 脱衣室を設ける場合は、18に定める構造とすること。</p>
18 更衣室およびシャワー室	<p>体育館等において、更衣室またはシャワー室を設ける場合は、そのうちそれぞれ1以上(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛台、手すり等が適切に配置されたものとする。</p> <p>(2) 出入口は、9に定める構造とすること。</p>
19 客室	<p>旅館等にあつては、1以上の客室は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 出入口は、9に定める構造とすること。</p> <p>(2) 室内は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう十分な床面積が確保されていること。</p> <p>(3) 高齢者、障害者等が利用できる床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置された構造の便房が設けられていること。ただし、客室の外部に多数の者の利用に供する4の(1)に定める構造の便所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 高齢者、障害者等が利用できる浴槽、腰掛台、手すり等が適切に配置された構造の浴室が設けられていること。ただし、客室の外部に多数の者の利用に供する17に定める構造の浴室を設ける場合は、この限りでない。</p>
20 受付カウンターおよび記載台(以下「受付カウンター等」という。)	<p>受付カウンター等を設ける場合は、車いす使用者が円滑に利用できるよう高さ等に配慮した構造とすること。ただし、病院・診療所等(患者を入院させるための施設を有するものを除く。)自動車教習所等(学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設の用途に供するものに限る。)購買施設等、サービス施設または飲食店等の用に供する特定施設(用途面積が500平方メートル以下のものに限る。)で、受付カウンター等以外の場所または設備により同等の機能を確保できる場合は、この限りでない。</p>

整備箇所	整備基準
21 公衆電話所	<p>公衆電話所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 電話台は、車いす使用者が円滑に利用できるよう高さ等に配慮したものとする。</p> <p>(2) 公衆電話所に出入口を設ける場合は、9に定める構造とすること。</p>
22 券売機	<p>券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 金銭投入口および操作ボタンは、車いす利用者が円滑に利用できるよう高さ等に配慮したものとする。</p> <p>(2) 点字による表示を行うこと。</p>
23 案内標示等	<p>(1) 案内場所に案内板を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 案内板の高さ、文字の大きさ、標示等は、高齢者、障害者等が見やすく、理解しやすいものとする。</p> <p>イ 点字による表示または音声その他の方法により視覚障害者が当該施設を円滑に利用できるものとする。</p> <p>(2) 病院・診療所等のうち病院にあっては、診察および投薬を待つための文字による表示装置（投薬を行わない病院にあっては、投薬に係る表示装置を除く。）を受付等に設置すること。</p> <p>(3) (1)の案内板または4の(1)のウおよび(7)の表示その他これらに類する案内または誘導のための標識を設ける場合は、必要に応じ、かな、ローマ字、絵等による見やすい表示を行うこと。</p>
24 緊急時の避難設備	<p>公会堂・集会場、劇場・映画館等および旅館等における緊急時の避難設備は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 自動火災報知設備（消防法施行令（昭和36年政令第37号）第21条に定める基準の設備をいう。）を設ける場合は、非常時を知らせる点滅灯および音声誘導装置を設けること。</p> <p>(2) 廊下、階段その他の通路において、防火戸（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第14項に定める特定防火設備または防火設備として設ける戸をいう。）にくぐり戸を設ける場合は、当該くぐり戸は次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸の下部は、またぐ必要のないものとする。</p>
25 休憩設備	<p>病院・診療所等、公会堂・集会場、図書館・博物館等、購買施設等、体育館等、展示場または官公庁舎等で用途面積が2,000平方メートルを超える特定施設にあっては、高齢者、障害者等が休憩できるベンチ等の設備を設けること。</p>
26 増築等における整備基準の適用範囲	<p>特定施設の増築、改築、用途変更（施設の用途を変更して特定施設とする場合を含む。）大規模の修繕または大規模の模様替え（以下「増築等」という。）をする場合は、次に掲げる部分に限り1から25までの規定を適用する。</p>

整備箇所	整備基準
	<p>(1) 当該増築等に係る部分</p> <p>(2) 道等から(1)の部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等および敷地内通路</p> <p>(3) 多数の者の利用に供する便所( (1)の部分に、4に定める構造の便所を設置する場合を除く。)</p> <p>(4) (1)の部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていない場合にあつては、道等。(6)において同じ。)から車いす使用者便房までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等および敷地内通路</p> <p>(5) 多数の者の利用に供する駐車場( (1)の部分に係る敷地の部分に、6に定める構造の駐車場を設置する場合を除く。)</p> <p>(6) 車いす使用者駐車施設から(1)の部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等および敷地内通路</p>

## 第2 道路に関する整備基準

整備箇所	整備基準
歩道または自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)	<p>歩道等を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅員は、車いす使用者が円滑に通行できるものとする。</p> <p>(2) 舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>(3) 縦断こう配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(4) 横断こう配は、車両の沿道への出入りの用に供される歩道等の部分(以下「車両乗入れ部」という。)を除き1パーセント以下とすること。ただし、道路の構造、気象状況、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(5) 次に掲げる部分の縁端は、当該車道または路肩の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とすること。</p> <p>ア 歩道等と車道の交差部(横断歩道が設けられている箇所を除く。)の歩道等の部分</p> <p>イ 横断歩道に接続する歩道等の部分</p> <p>(6) (5)のアまたはイに掲げる部分は、車いす使用者の通行に支障のないものとする。</p> <p>(7) 横断歩道における中央分離帯の部分は、車いす使用者の通行に支障のないものとする。</p> <p>(8) 車両乗入れ部を設ける場合は、車いす使用者の通行に支障のないものとする。</p> <p>(9) 公共交通機関の施設と視覚障害者の利用が多い施設とを結ぶ歩道等には、必要に応じて視覚障害者誘導ブロック等を敷設すること。</p>

### 第3 公園に関する整備基準

整備箇所	整備基準
1 出入口	多数の者の利用に供する出入口のうち1以上は、第1の9に定める構造とすること。
2 園路等	<p>主要な園路または道等から1の出入口までもしくは車いす使用者駐車施設から主要な園路までの敷地内の通路（以下「主要な園路等」という。）は、次に定める構造とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 第1の5の(1)、(2)および(4)ならびに13の(1)から(3)までに定める構造とすること。</p> <p>(2) 視覚障害者の利用上必要な箇所には、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設すること。</p> <p>(3) 階段または段を設けないこと。ただし、次に定める構造の傾斜路またはエレベーター等を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 傾斜路にあつては、第1の5の(3)および13の(4)に定める構造とすること。</p> <p>イ エレベーター等にあつては、第1の12に定める構造とすること。</p>
3 便所	多数の者の利用に供する便所（公衆便所を除く。）を設ける場合は、第1の4の(1)、(3)および(4)に定める構造とすること。
4 ベンチ	1以上のベンチを設けること。
5 駐車場	<p>(1) 多数の者の利用に供する駐車場を設ける場合は、全駐車台数が200以下の駐車場にあつては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える駐車場にあつては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者駐車施設を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者駐車施設またはその付近に障害者のための国際シンボルマークその他車いす使用者駐車場施設である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ウ 車いす使用者駐車施設から主要な園路までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること</p>
6 受付カウンター等	受付カウンター等を設ける場合は、第1の20に定める構造とすること。
7 券売機	券売機を設ける場合は、第1の22に定める構造とすること。
8 改札口	改札口を設ける場合は、そのうち1以上は幅が80センチメートル以上とすること。

整備箇所	整備基準
9 案内標示	<p>(1) 案内板を設ける場合は、そのうち1以上は次に定める構造とすること。</p> <p>ア 1に定める構造の出入口の付近に設けること。</p> <p>イ 第1の23の(1)に定める構造とすること。</p> <p>(2) (1)の案内板または3の便所における車いす使用者便房の表示その他これらに類する案内または誘導のための標識を設ける場合は、第1の23の(3)に定める構造とすること。</p>
10 改築時の適用範囲	<p>公園の改築(当該改築に係る部分の敷地面積の合計が当該施設の敷地面積の合計の2分の1以下である場合に限る。)をする場合は、次に掲げる部分に限り1から9までの規定を適用する。</p> <p>(1) 当該改築に係る部分</p> <p>(2) 道等から(1)の部分にある主要な園路までの経路のうち主要な園路等</p> <p>(3) 多数の者の利用に供する駐車場( (1)の部分に5に定める構造の駐車場を設置する場合を除く。)</p>

#### 第4 駐車場に関する整備基準

整備箇所	整備基準
1 車いす使用者駐車施設	<p>(1) 多数の者の利用に供する駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者駐車施設を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者駐車施設またはその付近に障害者のための国際シンボルマークその他車いす使用者駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ウ 車いす使用者駐車施設から道等までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
2 出入口	<p>多数の者の利用に供する出入口のうち1以上は、第1の9に定める構造とすること。</p>
3 駐車場内の通路	<p>車いす使用者駐車施設から2の出入口までの通路のうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 第1の5の(1)、(2)および(4)ならびに13の(1)から(3)までに定める構造とすること。</p> <p>(2) 通路には、段を設けないこと。ただし、次に定める構造の傾斜路またはエレベーター等を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 傾斜路にあっては、第1の5の(3)および13の(4)に定める構造とすること。</p> <p>イ エレベーター等にあっては、第1の12に定める構造とすること。</p>

第5 公共交通機関の施設に関する整備基準

整備箇所	整備基準
<p>1 高齢者、障害者等の円滑な通行に適する経路(以下「移動円滑化経路」という。)</p>	<p>(1) 公共用通路(公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、公共交通機関の施設の外部にあるものをいう。以下同じ。)と車両等の乗降口との間の経路には、移動円滑化経路を乗降場ごとに1以上設けること。</p> <p>(2) 移動円滑化経路において床面に高低差がある場合は、傾斜路またはエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路またはエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター(構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のもの)をもってこれに代えることができる。</p> <p>(3) 公共交通機関の施設に隣接しており、かつ、公共交通機関の施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路(1の(6)および3に定める構造のものに限る。)またはエレベーター(1の(7)に定める構造のものに限る。)を利用することにより高齢者、障害者等が公共交通機関の施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合または管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合は、(2)の規定によらないことができる。</p> <p>(4) 移動円滑化経路と公共用通路との間の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 戸を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(イ) 自動的に開閉するものまたは車いす使用者その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できるものとする</p> <p>こと。</p> <p>ウ エに規定する場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>エ 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(5) 移動円滑化経路を構成する通路は、2の(1)および(2)の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p>



整備箇所	整備基準
	<p>ア 有効幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 戸を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(イ) 自動的に開閉するものまたは車いす使用者その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できるものとする</p> <p>こと。</p> <p>ウ エに規定する場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>エ 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(6) 移動円滑化経路を構成する傾斜路は、3の規定によるほか、次に定める構造とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ア 有効幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ こう配は、12分の1以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合は、8分の1以下とすることができる。</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(7) 移動円滑化経路を構成するエレベーターは、次に定める構造とすること。</p> <p>ア かごおよび昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ かごの内法幅は140センチメートル以上とし、内法奥行きは135センチメートル以上とすること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであつて、車いす使用者が円滑に乗降できるもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。</p> <p>ウ かご内には、車いす使用者が乗降する際にかごおよび昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、イのただし書に規定する場合は、この限りでない。</p>

整備箇所	整備基準
	<p>エ かごおよび昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できるものとする。</p> <p>オ かご内には、手すりを設けること。</p> <p>カ かごおよび昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものとする。</p> <p>キ かご内には、かごが停止する予定の階およびかごの現在位置を表示する設備を設けること。</p> <p>ク かご内には、かごが到着する階ならびにかごおよび昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けること。</p> <p>ケ かご内および乗降ロビーには、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。</p> <p>コ かご内に設ける操作盤および乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞれ1以上は、点字がはり付けられていること等により視覚障害者が容易に操作できるものとする。</p> <p>サ 乗降ロビーの有効幅は150センチメートル以上とし、有効奥行きは150センチメートル以上とすること。</p> <p>シ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。ただし、かご内にかごおよび昇降路の出入口の戸が開いた時に、かごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合または当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。</p> <p>ス 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する設備を設けること。ただし、当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。</p> <p>(8) 移動円滑化経路を構成するエスカレーターは、次に定める構造とすること。ただし、キおよびクについては、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。</p> <p>ア 上り専用のもおよび下り専用のを設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。</p> <p>イ 踏み段の表面およびくし板は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ウ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあるものとする。</p> <p>エ 踏み段の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。</p> <p>オ くし板の端部と踏み段の色の明度の差が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。</p>

整備箇所	整備基準
	<p>カ エスカレーターの上端および下端に近接する通路の床面等において、エスカレーターへの進入の可否を表示すること。ただし、上り専用または下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。</p> <p>キ 有効幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ク 踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができるものとし、かつ、車止めを設けること。</p> <p>(9) 移動円滑化経路に改札口を設ける場合は、そのうち1以上は、有効幅が80センチメートル以上とすること。</p>
2 通路	<p>多数の者の利用に供する通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>イ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくいものとする。</p> <p>ウ 手すりを設けること。</p> <p>(3) 有効幅は、120センチメートル以上とすること。</p>
3 傾斜路	<p>多数の者の利用に供する傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 手すりを両側に設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(3) 傾斜路の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>(4) その前後の通路等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p>
4 階段	<p>多数の者の利用に供する階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 手すりを両側に設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字による表示をはり付けること。</p> <p>(3) 回り段がないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 踏面の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(5) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(6) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくいものとする。</p> <p>(7) 階段の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>

整備箇所	整備基準
5 視覚障害者誘導用ブロック等	<p>(1) 通路その他これに類するもの(以下「通路等」という。)であって、公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設し、または音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。</p> <p>(2) (1)に定める構造の通路等と1の(7)の(7)のコに定める構造の乗降口ビーに設ける操作盤、6の(5)に定める構造の設備(音によるものを除く。)、便所の出入口および8に定める構造の乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロック等を敷設し、または音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、(1)のただし書に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 階段、傾斜路およびエスカレーターの上端および下端に近接する通路等には、点状ブロック等を敷設すること。</p>
6 案内設備	<p>(1) 車両等の運行(運航を含む。)に関する情報を文字等により表示するための設備および音声により提供するための設備を備えたものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 昇降機、便所または乗車券等販売所(以下「移動円滑化のための主要な設備」という。)の付近には、移動円滑化のための主要な設備があることを表示する標識を設けること。</p> <p>(3) 公共用通路に直接通ずる出入口または改札口の付近には、移動円滑化のための主要な設備(1の(3)の規定により昇降機を設けない場合にあっては、1の(3)に規定する他の施設のエレベーターを含む。(5)において同じ。)の配置を表示した案内板その他の設備を備えること。ただし、移動円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(4) (2)の標識または(3)の案内板その他の設備の高さ、文字の大きさ、標示等は、高齢者、障害者等が見やすく、理解しやすいものとするほか、必要に応じ、かな、ローマ字、絵等による見やすい表示を行うこと。</p> <p>(5) 公共用通路に直接通ずる出入口または改札口の付近その他の適切な場所に公共交通機関の施設の構造および主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p>
7 便所	<p>(1) 多数の者の利用に供する便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p>

整備箇所	整備基準
	<p>ア 便所の出入口付近に男子用および女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）ならびに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>イ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器その他これに類する小便器を設けること。</p> <p>エ ウに定める構造の小便器には、手すりを設けること。</p> <p>オ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。</p> <p>(2) 多数の者の利用に供する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、(1)に掲げる規定によるほか、次のいずれかに定める構造とすること。</p> <p>ア 便所（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に車いす使用者その他の高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設けること。</p> <p>イ 車いす使用者その他の高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所とすること。</p> <p>(3) (2)のアの便房が設けられた便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 移動円滑化経路と便所との間の経路における通路のうち1以上は、1の(5)に定めるものとすること。</p> <p>イ 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>エ 出入口には、車いす使用者その他の高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識を設けること。</p> <p>オ 出入口に戸を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 車いす使用者その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できるものとすること。</p> <p>カ 車いす使用者の円滑な利用に適した十分な空間を確保すること。</p> <p>(4) (2)のアの便房は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>イ 出入口には、当該便房が車いす使用者その他の高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識を設けること。</p> <p>ウ 腰掛便座および手すりを設けること。</p>

整備箇所	整備基準
	<p>エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。</p> <p>オ (3)のイ、オおよびカに定める構造とすること。</p> <p>(5) (2)のイの便所は、(3)のアからウまで、オおよびカならびに(4)のイからエまでに定める構造とすること。この場合において、(4)のイ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」とする。</p> <p>(6) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）第2条第5項に規定する特定旅客施設に該当する公共交通機関の施設に多数の者の利用に供する便所を設ける場合は、次に定める構造の便房または便所を1以上（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）を設けること。</p> <p>ア 人工肛門または人工ぼうこうを使用している者のための洗浄設備等を備えた便房または便所</p> <p>イ 乳幼児いす等の乳幼児を座らせることができる設備を備えた便房または便所</p> <p>ウ 乳幼児ベッド等の乳幼児のおむつ替えができる設備を備えた便所（便所以外におむつ替えができる場所を設ける場合を除く。）</p>
8 乗車券等販売所、待合所および案内所	<p>(1) 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 移動円滑化経路と乗車券等販売所との間の経路における通路のうち1以上は、1の(5)に定める構造とすること。</p> <p>イ 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>a 有効幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>b 車いす使用者その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できるものとすること。</p> <p>(ウ) (イ)に規定する場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(エ) 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>ウ 受付カウンター等を設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易に受付カウンター等の前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 待合所および案内所を設ける場合は、そのうち1以上は、(1)に定める構造とすること。この場合において、(1)中「乗車券等販売所」とあるのは、「待合所および案内所」とする。</p>

整備箇所	整備基準
9 券売機	<p>乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 金銭投入口および操作ボタンは、車いす使用者が円滑に利用できるよう高さ等に配慮したものとすること。</p> <p>(2) 点字による表示を行うこと。</p>
10 休憩設備	<p>高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</p>
11 鉄道駅	<p>(1) 鉄道駅のプラットフォームは、次に定める構造とすること。</p> <p>ア プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものとすること。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きいときは、旅客に対し、これを警告するための設備を設けること。</p> <p>イ プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らにすること。</p> <p>ウ プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間または段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の乗降を円滑にするための設備を1以上備えること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>エ 排水のための横断こう配は、1パーセントを標準とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>オ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>カ ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>キ プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するためのさくを設けること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。</p> <p>ク 列車の接近を文字等により警告するための設備および音声により警告するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ケ 1以上のベンチを設けること。</p> <p>(2) (1)のエおよびクの規定は、ホームドアまたは可動式ホームさくが設けられたプラットフォームについては、適用しない。</p> <p>(3) 鉄道駅の適切な場所に列車に設けられる車いす使用者のための乗車設備に通ずる旅客用乗降口が停止するプラットフォーム上の位置を表示すること。ただし、当該プラットフォーム上の位置が一定していない場合は、この限りでない。</p>

整備箇所	整備基準
12 乗船場	<p>(1) 船舶に乗降するためのタラップその他の設備（以下「乗降用設備」という。）を設置する場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 手すりを設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 乗降用設備その他波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所については、5の規定にかかわらず、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設しないことができる。</p> <p>(3) 視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所には、さく、点状ブロック等その他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備を設けること。</p>
13 授乳場所	<p>高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第2条第5項に規定する特定旅客施設に該当する公共交通機関の施設には、授乳場所を設置し、ベビーベッドおよびいすまたはこれらに代わる設備を設けること。</p>
14 公衆電話所	<p>公衆電話所を設ける場合は、そのうち1以上は、第1の21に定める構造とすること。</p>



## 4. 事前届出制度の概要

### (1) 事前届出制度の目的

高齢者、障害者、妊産婦、病弱者などが、自らの意志で自由に行動でき、生きがいを持って住み慣れた地域で暮らすことができる生活環境の整備を進めるため、福祉のまちづくり条例では、公益的施設等のうち、特に公共性の高い一定規模以上の施設を特定施設として位置づけ、その新築等を行う事業者に対して整備基準の遵守を義務づけています。この遵守義務の実効性をより高めるために、新築等を行う際には、事業者に対して事前の届出を義務付けているものです。また、届出に対しては、行政において整備基準への適合を審査した上で、整備基準に満たないものについては、指導助言により事業者の理解と協力を求めることとしています。

なお、既存施設については、設置者等に対して施設の適合状況の把握に努めることを求めるとともに、必要に応じて整備計画届出書（特定施設整備基準に適合させるための工事の計画）の提出を求めることとしています。

### (2) 事前届出手続の流れ

事前届出制度は、新築等の計画の内容について工事に着手するまでに届け出て、整備基準への適合状況に関する審査等を行おうとするものですが、不十分な部分があった場合にも、整備基準への適合に向けた設計内容の変更等ができるよう、建築確認を受けるまでのできる限り早い段階で、事前協議書または届出書の提出による手続きを行う必要があります。

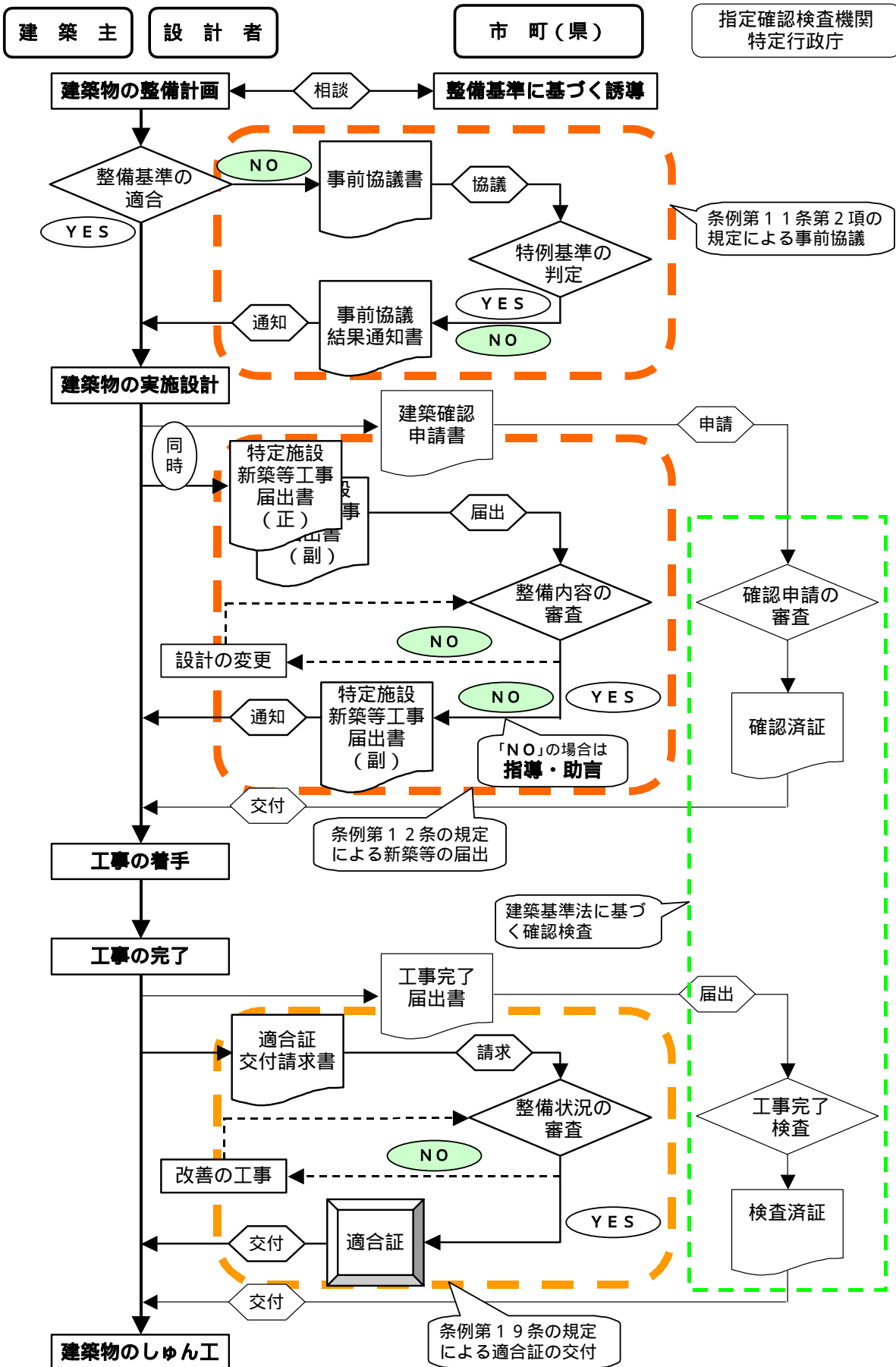
この手続きについては、地域の特性を生かしたまちづくりに積極的に取り組むためには、県民にとってより身近な市町で行うことが適当であると考えられることから、特定施設の事前協議および届出の受付、指導助言等の事務は、基本的に市町において行うものとしています。これらの手続きの流れは、別図（条例に基づく事務手続きの流れ（建築物））のとおりです。

### (3) 適合証の交付

特定施設整備基準に適合した建築物等について、高齢者、障害者等だけでなく、だれもが円滑に利用できる施設であることを県民のみなさんに知ってもらうことにより、福祉のまちづくりについて関心を高めてもらうとともに、こうした情報によりあらゆる人々の行動範囲の拡大を図ることを目的として、設置者等からの請求に基づき「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例適合証」を交付することとしています。

交付にあたっては、請求に基づき現地を調査した上で、整備基準に適合しているかどうかを確認することとしています。

# 条例に基づく事務手続の流れ（建築物）



## 新築等の届け出に必要な提出書類

### 提出書類(施行規則第6条関係)

- ・ 特定施設新築等工事(変更)届出書(別記様式第3号) 正副 2部
- ・ 特定施設整備項目表(別記様式第4号) 1部
- ・ 添付図面(規則別表第3による) 1部
- ・ 事前協議結果通知書の写し(整備基準に関する事前協議を行った場合) 1部

### 届出の添付図面(別表第3、施行規則第6条関係)

区 分	図 書	
	種 類	明示すべき事項
建築物	付近見取図	方位、道路および目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物およびその出入口の位置、他の建築物との別、敷地の接する道等の位置ならびに敷地内における駐車場その他の別表第2の整備箇所に係る部分の位置および寸法
	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、建築物の出入口および各室の出入口の位置および幅員ならびに廊下等その他の別表第2の整備箇所に係る部分の位置および寸法
道路	付近見取図	方位、道路および目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、土地の高低、歩道の位置および幅員ならびに別表第2の整備箇所に係る部分の位置および寸法
公園	付近見取図	方位、道路および目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、主要な施設およびその出入口の位置ならびに主な園路等その他の別表第2の整備箇所に係る部分の位置および寸法
駐車場	付近見取図	方位、道路および目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、出入口の位置および車いす使用者駐車施設その他の別表第2の整備箇所に係る部分の位置および寸法
公共交通機 関の施設	付近見取図	方位、道路および目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における施設およびその出入口の位置、敷地の接する公共用通路の位置ならびに通路その他の別表第2の整備箇所に係る部分の位置および寸法
	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、施設および各室の出入口の位置および幅員ならびに改札口その他の別表第2の整備箇所に係る部分の位置および寸法

## 5. その他

### 対象施設の具体例

公益的施設等の区分	施設の根拠等	対象施設の具体例	特定施設
1 病院・診療所等	医療法第1条の5第1項に規定する病院	病院	すべてのもの
	医療法第1条の5第3項に規定する診療所	診療所	
	医療法第2条第1項に規定する助産所	助産所	
2 身体障害者更生援護施設等	児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設のうち、助産施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設および重症心身障害児施設	助産施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設	すべてのもの
	身体障害者福祉法第5条第1項に規定する身体障害者更生援護施設	身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設	
	生活保護法第38条第1項に規定する保護施設	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設	
	知的障害者福祉法第5条第1項に規定する知的障害者援護施設	知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通園寮、知的障害者福祉ホーム	
	老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター	
	老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム	有料老人ホーム(老人福祉施設でないもの)	
3 社会福祉施設等(2を除く。)	児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設のうち、上記2のに掲げるものおよび児童遊園を除く	乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設(児童遊園を除く)、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	すべてのもの
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター	
	社会福祉法第2条第3項第11号に規定する隣保館等	隣保館	
	売春防止法第36条に規定する婦人保護施設	婦人保護施設	
	母子及び寡婦福祉法第38条に規定する母子福祉施設	母子福祉センター、母子休養ホーム	
4 公会堂・集会場	公会堂または集会場の用途に供する建築物	市民会館、文化芸術会館、公民館、研修施設、冠婚葬祭施設等	すべてのもの
5 図書館・博物館等	図書館法第2条第1項に規定する図書館	図書館	すべてのもの
	博物館法第2条第1項に規定する博物館	琵琶湖文化館、近代美術館、琵琶湖博物館、大津市歴史博物館、佐川美術館など	
	博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設	滋賀大学経済学部附属資料館、近江神宮時計博物館、田上鉱物博物館	
	その他これらに類する施設	陶芸の森	

公益的施設等の区分	施設の根拠等	対象施設の具体例	特定施設
6 金融機関等	商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫の事務所	商工組合中央金庫大津支店・彦根支店	すべてのもの
	農業協同組合法第10条第1項第2号および第3号の事業を併せ行う農業協同組合および農業協同組合連合会の事務所	滋賀県信用農業協同組合連合会、レーク大津農業協同組合ほか	
	証券取引法第2条第9項に規定する証券会社の本店その他の営業所		
	国民生活金融公庫法による国民生活金融公庫の事務所	国民生活金融公庫大津支店・彦根支店	
	中小企業等協同組合法第3条第2号に規定する信用協同組合の事務所	滋賀県・滋賀県民・京滋・近畿産業信用組合	
	信用金庫法による信用金庫の事務所	滋賀中央・湖東・長浜・京都・京都中央信用金庫	
	中小企業金融公庫法による中小企業金融公庫の事務所	中小企業金融公庫大津支店	
	労働金庫法による労働金庫の事務所	近畿労働金庫	
	銀行法第2条第1項に規定する銀行の本店、支店その他の営業所	みずほ銀行、UFJ銀行、りそな銀行、滋賀銀行、びわこ銀行、京都銀行、大垣共立銀行など	
貸金業の規制等に関する法律第2条第2項に規定する貸金業者の営業所または事務所			
7 郵便局	日本郵政公社法第20条第1項に規定する郵便局	普通郵便局、特定郵便局、簡易郵便局	すべてのもの
8 公益事業施設	ガス事業法第2条第1項に規定する一般ガス事業の用に供する事務所	大阪ガス(株)の支店および営業所	すべてのもの
	電気事業法第2条第1項第1号に規定する一般電気事業の用に供する事務所	関西電力(株)の支店及び営業所	
	電気通信事業法第2条第4号に規定する電気通信事業(同法第9条ただし書に規定する電気通信回線設備の設置を伴うものに限る。)の用に供する事務所	NTT(株)の支店および営業所	
9 劇場・映画館等	劇場、映画館、観覧場その他これらに類する施設	映画館、演劇場、演芸場、音楽ホール、競艇場、競輪場等	すべてのもの
10 公衆便所	公衆便所の用途に供する建築物		すべてのもの
11 火葬場	火葬場の用途に供する建築物		すべてのもの
12 工場	工場の用途に供する建築物		見学のための施設を有するもの
13 学校等	学校教育法第1条に規定する学校	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園	すべてのもの
	学校教育法第82条の2に規定する専修学校	専修学校	
	学校教育法第83条第1項に規定する各種学校	各種学校	
	職業能力開発促進法第15条の6第1項各号に掲げる施設の用途に供する建築物	職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校	
14 自動車教習所等	自動車教習所または学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設		200㎡を超えるもの
15 公衆浴場	公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場		300㎡を超えるもの

公益的施設等の区分	施設の根拠等	対象施設の具体例	特定施設
16 購買施設等	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗または卸売市場	百貨店、スーパー、物品販売店舗、ガソリンスタンド、卸売市場など	200㎡を超えるもの(コンビニエンスストアにあっては、100㎡を超えるもの)
17 サービス施設	理容所、美容所、クリーニング取次店、質屋、貸衣装店、旅行代理店その他これらに類するサービス業を営む店舗	理容・美容店、貸衣装店、クリーニング取次店、質屋、旅行代理店など	200㎡を超えるもの
18 飲食店等	飲食店またはキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する施設	食堂、レストラン、喫茶店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールなど	200㎡を超えるもの
19 体育館等	体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、遊泳用プールその他のスポーツ施設	体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、遊泳プール、スポーツの練習場など	1,000㎡を超えるもの
20 旅館等	旅館業法第2条第1項に規定する旅館業の施設	ホテル、ビジネスホテル、旅館、民宿、ペンションなど	1,000㎡を超えるもの
21 展示場	展示場の用途に供する建築物	自動車展示場	1,000㎡を超えるもの
22 遊技場	遊技場の用途に供する建築物	麻雀店、パチンコ店、喫茶店	1,000㎡を超えるもの
23 自動車車庫	自動車の停留または駐車に供する建築物		1,000㎡を超えるもの
24 事務所	事務所の用途に供する建築物		法律事務所、会計事務所、建築事務所、保険業、建設業または不動産業を営む事務所で3,000㎡を超えるもの
25 共同住宅等	共同住宅、寄宿舎または下宿の用途に供する建築物	マンション、アパート、公営住宅、寄宿舎、下宿	50戸または2,000㎡を超えるもの
26 官公庁舎等	官公庁舎	国、県、市町の庁舎	すべてのもの
	第12条第1項各号に掲げる者の事務所	公社、公団、独立行政法人など	
27 複合用途施設	15から23のまでに規定する用途の区分のうち、異なる2以上の用途に供する建築物で、これらの用途面積の合計が1,000㎡を超えるもの		すべてのもの
道 路	道路法第2条第1項に規定する道路(専ら自動車の交通の用に供するものを除く。)	国道、県道、市町道	すべてのもの
公 園	児童福祉法第40条に規定する児童遊園	児童遊園	すべてのもの
	都市公園法第2条第1項に規定する都市公園その他これに類する公園	都市公園	
	動物園、植物園または遊園地(都市公園であるものを除く)	遊園地、動物園、植物園	
	港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地	緑地	
	社寺、史跡その他これらに類する施設のうち公衆の観覧に供する施設	神社、仏閣、史跡	
駐 車 場	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場	路外駐車場	駐車場法第12条の規定による届出をしなければならないもの
公共交通機関の施設	鉄道事業法第8条第1項に規定する停車場のうち駅	JRの駅、近江鉄道の駅、京阪電車の駅、信楽高原鐵道の駅	すべてのもの
	港湾法第2条第5項第7号に規定する旅客施設	大津港、彦根港など	

医療、福祉関係施設に関する用途区分一覧表

施設用途区分	根拠法令	だれもが住みたくなる福祉 滋賀のまちづくり条例	ハートビル法		滋賀県 建築基準条例	
			特別特定 建築物	区分 (A)	特殊 建築物	区分 (B)
病院	医療法第1条の5第1項	1 病院・診療所等		(2)	(*1)	(9)
診療所	医療法第1条の5第2項					
助産所	医療法第2条第1項					(10)
児童福祉施設(1)	児童福祉法第7条	2 身体障害者更生援護施設等	(特定建築物)			(10)
助産施設				(9)		
知的障害児施設						
知的障害児通園施設						
盲ろうあ児施設						
肢体不自由児施設						
重症心身障害児施設						
身体障害者更生援護施設	身体障害者福祉法第5条第1項					
身体障害者更生施設				(9)		(10)
身体障害者療護施設						
身体障害者福祉ホーム				(10)		
身体障害者授産施設				(*2)	(9)	(対象外)
身体障害者福祉センター					(10)	(10)
補装具製作施設					(10)	(対象外)
盲導犬訓練施設						
視聴覚障害者情報提供施設						
保護施設	生活保護法第38条第1項					
救護施設			(*2)	(9)	(10)	
更生施設						
医療保護施設					(対象外)	
授産施設			(*2)	(9)		
宿泊提供施設					(10)	
知的障害者援護施設	知的障害者福祉法第5条第1項					
知的障害者デイサービスセンター						
知的障害者更生施設						
知的障害者授産施設						
知的障害者通勤寮						
知的障害者福祉ホーム			(*2)	(9)	(10)	
老人福祉施設	老人福祉法第5条の3					
老人デイサービスセンター				(10)		
老人短期入所施設						
養護老人ホーム				(9)		
特別養護老人ホーム						
軽費老人ホーム						
老人福祉センター				(10)	(10)	
老人介護支援センター						
有料老人ホーム	老人福祉法第29条第1項			(9)		
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	介護保険法第7条第21項					
介護老人保健施設	介護保険法第7条第22項			(2)	(対象外)	
児童福祉施設(2)	児童福祉法第7条	3 社会福祉施設等(2を除く。)	(特定建築物)			(10)
乳児院				(10)		
母子生活支援施設						
保育所						
児童厚生施設						
児童養護施設						
情緒障害児短期治療施設						
児童自立支援施設						
児童家庭支援センター						
精神障害者社会復帰施設	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項					
精神障害者生活訓練施設						
精神障害者授産施設						
精神障害者福祉ホーム						
精神障害者福祉工場						
精神障害者地域生活支援センター						(10)
隣保館等	社会福祉法第2条第3項第1号				(対象外)	
婦人保護施設	売春防止法第36条				(10)	
母子福祉施設	母子及び寡婦福祉法第38条					
母子福祉センター						
母子休養ホーム					(特定建築物)	
母子保健施設(母子健康センター)	母子保健法第22条	26 官公庁舎等		(8)		

<凡 例> 区分(A)…… ハートビル法施行令第2条各号の用途区分を示す。  
 区分(B)…… 滋賀県建築基準条例第6条各号の用途区分を示す。  
 …………… ハートビル法第2条第3号に規定する特別特定建築物に該当するものを示す。  
 …………… 滋賀県建築基準条例第6条に規定する特殊建築物に該当するものを示す。

注) \*1…… 患者の収容施設のあるものに限る。  
 \*2…… 主として高齢者、身体障害者等が利用する場合に限る。

対象施設ごとの特定施設整備基準適用一覧表

特定施設 (下欄) 対象面積等		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
		病院・診療所等	施設等 ア	身体障害者更生 ア (2を除く) ア	社会福祉施設等	公会堂・集会場	図書館・博物館等	金融機関等	郵便局	公益事業施設	劇場・映画館等	公衆便所	
整備箇所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
1	廊下等	(1) 表面の仕様(粗面または滑りにくい材料)											
		(2) 段の仕様(2階段に準じるもの)											
		(3) 階段等の端に近接する部分に点状ブロック等の敷設<*1>											
2	階段	(1) 手すりの設置<*1>											
		(2) 回り段の制限<*2>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>		
		(3) 表面の仕様(粗面または滑りにくい材料)											
		(4) 踏面の識別のしやすさ											
		(5) つまづきにくい構造											
		(6) 踊場の部分に点状ブロック等の敷設<*1>											
3	傾斜路	(1) 手すりの設置											
		(2) 表面の仕様(粗面または滑りにくい材料)<*2>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>		
		(3) 傾斜がある部分の識別のしやすさ											
		(4) 踊場の部分に点状ブロック等の敷設<*1>											
4	便所	(1) 車いす使用者便所の設置<*1>											
		(2) 車いす使用者便所以外の便所の仕様	A										
		(3) 男子小便器の仕様	・床置き小便器の設置										
			・床置き小便器に手すりの設置	A									
		(4) 高齢者、障害者等に配慮した洗面器の設置											
		(5) オストメイトのための洗浄設備等を備えた便所の設置<*3>			C								E
		(6) 乳幼児のための設備の設置<*3>				D							E
(7) (5)および(6)の設備に関する表示<*3>			C	D							E		
5	敷地内通路	(1) 表面の仕様(粗面または滑りにくい材料)											
		(2) 段の仕様(2階段に準じるもの)<*1>											
		(3) 傾斜路の仕様											
		(4) 排水溝の仕様(支障のない溝ふたの設置)											
6	駐車場	(1) 車いす使用者駐車施設の設置<*1>											
		(2) 車いす使用者駐車施設の仕様<*1>											
7	利用円滑化経路	(1) 利用円滑化経路の設置<*1>											
8	利用円滑化経路の段差	利用円滑化経路の段差の制限	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>		
		傾斜路またはエレベーター等の併設<*1><*2>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>		
9	利用円滑化経路の出入口	(1) 幅の確保(80cm以上)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>		
		(2) 戸の仕様(円滑に通過できる構造等)<*2>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>		
10	利用円滑化経路の廊下等	(1) 幅の確保(120cm以上)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>		
		(2) 車いすの転回が可能な場所の確保<*1>											
		(3) 戸の仕様(円滑に通過できる構造等)											

【凡例】  条例に基づく特定施設整備基準の適用があるもの



11 火葬場	12 工場（見学施設を有するもの）	13 学校等 イ	14 自動車教習所等	15 公衆浴場	16 購買施設等 ア	17 サービス施設	18 飲食店等 ウ	19 体育館等	20 旅館等	21 展示場	22 遊技場	23 自動車庫	24 事務所	25 共同住宅等	26 官公庁舎等	27 複合用途施設	備考
0	0	0	200	300	200	200	200	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	3,000	50戸 2,000	0	1,000	
																	<p>&lt;*1&gt; 条例に基づく整備基準とハートビル法に基づく利用円滑化基準の規定に相違があるものを示す。</p> <p>&lt;*2&gt; 条例に基づく整備基準と建築基準条例の規定に相違があるものを示す。</p> <p>&lt;*3&gt; 該当する施設のうち、用途面積が2,000㎡を超えるもの（一部の施設にあっては、面積に関わらずすべてのもの）に適用される基準を示す。</p> <p>ア 条例に基づく対象施設とハートビル法または建築基準条例における対象施設に相違があるものを示す。</p> <p>イ ハートビル法に基づく利用円滑化基準適合義務がある特別特定建築物は、盲学校、聾学校および養護学校に限られる。</p> <p>ウ ハートビル法に基づく利用円滑化基準適合義務がある特別特定建築物は、飲食店に限られる。</p> <p>A 病院・診療所等のうち、患者を入院させるための施設を有するものに限り適用される。</p> <p>B 病院・診療所等のうち、病院に限り適用される。</p> <p>C 身体障害者更生援護施設等のうち、老人福祉施設に限り適用される。</p> <p>D 社会福祉施設等のうち、母子福祉施設に限るとともに、用途面積に関わらずすべてのものに適用される。</p> <p>E 用途面積に関わらずすべてのものに適用される。</p> <p>F 官公庁舎等のうち、保健所、市町保健センターについては、用途面積に関わらずすべてのものに適用される。</p> <p>ハートビル法に基づく特別特定建築物のうち、新築または増築等に係る部分の床面積が2,000㎡を超えるものに限る。</p> <p>建築基準条例に基づく特殊建築物のうち、当該用途に供する部分の床面積が1,000㎡（共同住宅等にあっては50戸）を超えるものに限る。</p>

ハートビル法に基づく利用円滑化基準適合義務があるもの ( )
 
 滋賀県建築基準条例の福祉関係規定の適用があるもの ( )

整備箇所		特定施設 (下欄) 整備基準 対象面積等	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
			病院・診療所等	施設等 ア 身体障害者更生 援護	社会福祉施設等 (2を除く) ア	公会堂・集会場	図書館・博物館等	金融機関等	郵便局	公益事業施設	劇場・映画館等	公衆便所
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1 1	利用円滑化経路の 傾斜路	(1) 幅の確保 (120cm以上)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) こう配の限度 (12分の1以下等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(3) 高さが75cmを超える傾斜路の仕様	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1 2	利用円滑化経路の エレベーター等	(1) エレベーターおよび乗降ロビーの仕様<*1>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 特殊な構造等のエレベーター等の仕様<*1>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1 3	利用円滑化経路の 敷地内通路	(1) 幅の確保 (120cm以上)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 車いすの転回が可能な場所の確保	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(3) 戸の仕様 (円滑に通過できる構造等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(4) 傾斜路の仕様	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1 4	案内場所までの経 路	(1) 視覚障害者利用円滑化経路の設置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 視覚障害者利用円滑化経路の仕様<*1>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(3) 案内場所がない場合の仕様	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1 5	授乳場所	授乳場所の設置<*3>			D							
1 6	観覧席・客席	(1) 車いす使用者席の設置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 車いす使用者席までの経路の仕様	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1 7	浴室等	(1) 浴槽および洗い場の仕様	A									
		(2) 脱衣室の仕様 (18に定める構造)	A									
1 8	更衣室およびシャ ワー室	(1) 室内の仕様 (十分な床面積の確保等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 出入口の仕様 (9に定める構造)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1 9	客 室	(1) 出入口の仕様 (9に定める構造)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 室内の仕様 (十分な床面積の確保)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(3) 障害者等が円滑に利用できる便所の設置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(4) 障害者等が円滑に利用できる浴室の設置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 0	受付カウンター等	受付カウンター等の仕様	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2 1	公衆電話所	(1) 電話台の仕様	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 出入口の仕様 (9に定める構造)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 2	券売機	(1) 金銭投入口および操作ボタンの仕様	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 点字による表示	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 3	案内標示等	(1) 案内板の仕様	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 診察等に関する文字表示装置の設置	B									
		(3) 案内板または標識の表示方法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 4	緊急時の避難設備	(1) 点滅灯および音声誘導装置の設置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 防火戸に設けるくぐり戸の仕様	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 5	休憩設備	高齢者、障害者等のための休憩設備の設置<*3>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

【凡 例】  条例に基づく特定施設整備基準の適用があるもの

11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	備考
火葬場	工場（見学施設を有するもの）	学校等 イ	自動車教習所等	公衆浴場	購買施設等 ア	サービス施設	飲食店等 ウ	体育館等	旅館等	展示場	遊技場	自動車車庫	事務所	共同住宅等 50戸	官公庁舎等	複合用途施設	
0	0	0	200	300	200	200	200	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	3,000	2,000	0	1,000	
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<p>&lt;*1&gt; 条例に基づく整備基準とハートビル法に基づく利用円滑化基準の規定に相違があるものを示す。</p> <p>&lt;*2&gt; 条例に基づく整備基準と建築基準条例の規定に相違があるものを示す。</p> <p>&lt;*3&gt; 該当する施設のうち、用途面積が2,000㎡を超えるもの（一部の施設にあつては、面積に関わらずすべてのもの）に適用される基準を示す。</p> <p>ア 条例に基づく対象施設とハートビル法または建築基準条例における対象施設に相違があるものを示す。</p> <p>イ ハートビル法に基づく利用円滑化基準適合義務がある特別特定建築物は、盲学校、聾学校および養護学校に限られる。</p> <p>ウ ハートビル法に基づく利用円滑化基準適合義務がある特別特定建築物は、飲食店に限られる。</p> <p>A 病院・診療所等のうち、患者を入院させるための施設を有するものに限り適用される。</p> <p>B 病院・診療所等のうち、病院に限り適用される。</p> <p>C 身体障害者更生援護施設等のうち、老人福祉施設に限り適用される。</p> <p>D 社会福祉施設等のうち、母子福祉施設に限るとともに、用途面積に関わらずすべてのものに適用される。</p> <p>E 用途面積に関わらずすべてのものに適用される。</p> <p>F 官公庁舎等のうち、保健所、市町保健センターについては、用途面積に関わらずすべてのものに適用される。</p> <p>ハートビル法に基づく特別特定建築物のうち、新築または増築等に係る部分の床面積が2,000㎡を超えるものに限る。</p> <p>建築基準条例に基づく特殊建築物のうち、当該用途に供する部分の床面積が1,000㎡（共同住宅等にあつては50戸）を超えるものに限る。</p>
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

ハートビル法に基づく利用円滑化基準適合義務があるもの ( )       滋賀県建築基準条例の福祉関係規定の適用があるもの ( )